

社会人経験2年以上の方は必見！

国からの**給付金**をもらいながら
3年間で**国家資格**を取得できる！

専門実践教育訓練
給付金制度

教育訓練支援
給付金制度

例えば！

社会人として2年間働き(月給20万円、基本手当日額4739円)
セラピストを目指して退職。

本校の昼間部に入学して3年間学んで無事国家試験合格、卒業。
4月に就職した場合・・・

最終的にトータル 約 **450万円**が
支給されることとなります。



[注意]

- ・昼間部入学生にのみ適用される制度です。夜間部には適用されません。
- ・教育訓練支援給付金は基本手当日額の80%×受講日数で計算されます。
- ・給付金がいくら支給されるのか、この制度を利用できるかについては、人により異なりますので、直接ハローワークにお尋ね下さい。

専門実践教育訓練給付金制度

- **社会人経験2年以上**の方が本校で3年間学ぶと、**120万円(上限40万円×3年間)**が国から支給されます。
- 資格取得・就職すると、**追加で48万円**が支給されます。
- 過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合であっても前回の受給から3年以上経過していれば支給対象となります。

教育訓練支援給付金制度

- 受講開始時に45才未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合に教育訓練の受講をさらにサポートする給付制度です。
- 退職する直前6ヶ月間に支払われた賃金から算出された基本手当(失業給付)の日額に相当する額のおよそ**80%**が支給されます。
- 平成34年3月31日までの時限措置です。

少ない自己資金で国家資格取得を目指せるのは
今だけのチャンス！

支給までの流れ

①オープンキャンパス・学校説明会に参加

3年間のスケジュールや就職状況などを確認しましょう

②最寄のハローワークで相談

受給資格の有無を確認する「支給要件照会」をしておきましょう

③入学試験合格

本校の入学試験を受験しましょう

④ハローワークに受講前申請

訓練前キャリア・コンサルティングを受け、
ジョブ・カードが交付されます。

受講開始1ヶ月前(2月末)までに
所定の書類とジョブ・カードを提出、申請しましょう。

⑤ハローワークに支給申請

受講開始後、訓練給付金は半年ごと、
支援給付金は2ヶ月ごとに支給金の申請を行いましょ。

この制度を使って進学できるのは限られた学校だけ！

ASOなら3年で給付金を受けながら
国家資格を取得できます！

理学療法学科
全国14校のみ

作業療法学科
全国12校のみ

言語聴覚学科
全国18校のみ